薬生衛発 0927 第 1 号 令和 4 年 9 月 27 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長 ( 公 印 省 略 )

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録における労働者 協同組合への組織変更の取扱いについて

労働者協同組合法(令和2年法律第78号)附則第4条により、同法の施行の際現に存する企業組合又は特定非営利活動法人は、総会の議決により、その組織を変更し、労働者協同組合になることができることとされているところです。同条により労働者協同組合への組織変更を行った場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2に基づく、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施保に関する事業の登録については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第33条による名称等の変更の届出を行うことになりますので、関係者に周知するとともに、円滑な運用について御配慮をお願いいたします。

